



**【訪問介護】**

**初回加算**

**算定のガイドブック**

# 目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 初回加算とは？・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 初回加算の単位数・対象者・算定要件・・・・・・ 5
- 初回加算の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 初回加算を算定するまでの流れ・・・・・・・・・・ 7
- 初回加算のQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～9

# はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は、初回加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



# 初回加算とは？

初回加算は、訪問介護事業所が新規の利用者や利用を再開した利用者に対して、新たに訪問介護計画を作成すること等を評価する加算として設けられています。

訪問介護事業所は、スタッフの人数や設備などの面から開設しやすい事業所である一方、『人手不足』、『訪問介護員の高齢化』、『赤字事業所の割合が高いこと』などの経営の課題が発生しやすい状況にあります。

そのため、『収入の増加』、『人材の確保』に向けて、訪問介護の各種加算の算定要件を把握することは、経営者・管理者として必須だと言えます。

それでは、多くの訪問介護事業所が算定している『初回加算』について、単位数、算定要件、留意点などを見ていきましょう。

# 初回加算の単位数・対象者・算定要件

単位数

200単位/月

対象者

- 過去2月間（歴月）に、当該訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない利用者

算定要件

- 新規に訪問介護計画を作成していること。
- 初回または初回の訪問介護を行った日の属する月に、以下のいずれかを満たすこと。
  - サービス提供責任者がサービスを提供する。
  - 訪問介護員等がサービスを提供する際、サービス提供責任者が同行する。

# 初回加算の留意点

- サービス提供責任者が、訪問介護員に同行した場合、同行訪問した旨を記録する必要があります。
- サービス提供責任者が、訪問介護員に同行した場合、サービス提供責任者はサービス提供時間を通じて滞在する必要はなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れたとしても加算を算定することができます。



# 初回加算を算定するまでの流れ

訪問介護の依頼を受ける。



サービス担当者会議へ参加する。



アセスメントを行い、課題・ニーズを特定する。



訪問介護計画を作成する。



利用者・家族へ説明する。



サービスを提供する。



記録する。

# 初回加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成21年3月23日 問33

Q.  
(訪問介護) 初回加算を算定する場合を具体的に示されたい。

A.  
初回加算は過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるが、この場合の「二月」とは歴月（月の初日から月の末日まで）によるものとする。  
したがって、例えば、4月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合となる。  
また、次の点にも留意すること。  
①初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。  
②一体的に運営している指定介護予防訪問介護事業所の利用実績は問わないこと（介護予防訪問介護費の算定時においても同様である。）。

# 初回加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成21年3月23日 問34

Q.  
緊急時訪問介護加算及び初回加算を算定する場合に、利用者の同意は必要か。

A.  
緊急時訪問介護加算及び初回加算はいずれも、それぞれの要件に合致する指定訪問介護を行った場合に、当然に算定されるものである。したがって、その都度、利用者からの同意を必要とするものではないが、居宅サービス基準第8条に基づき、事前にそれぞれの加算の算定要件及び趣旨について、重要事項説明書等により利用者に説明し、同意を得ておく必要がある。